城西　四谷　牛込　赤坂　小石川

ハ 連絡委員
各支部より三名宛選出すること、常任は委員中より互選して各一名

ニ 事業
A ニュースの発行　B 指令達示の示達執行並に到着文章の配布
C 地域、ハ各支部、本部間を連絡の緊密

ホ 費用は各参加支部の按分負擔とすること

ヘ 事務所は地区の中央に選んで設置すること

四 職首賃下及對全市従業員大会代議員選定の件

イ 別紙報告書の如く全五市共同斗争委員会成立致し今月中旬頃市従、東京交通、東京電氣。（同政同会）の三団体共同にて市長に歎願書を提出することに決定し其の為に全市従業大会を開くことになった。依って別表の如き割当にて代議員を選出し期日決定次第出来る様準備せられたし。
猶は傍聴者は組織未組織にかかわらず大衆的に動員せよ

別表

下谷	7名
浅草	10名
深川	10名
本所	10名
神田	8名
牛込	6名
四谷	4名
小石川	6名
本郷	2名
自動車	3名
芝	5名
日本橋	5名
赤坂	2名
枝川	10名
三河島	2名
橋場	1名
京橋	2名
麹町	8名

東京市従業員組合待遇改善対策委員会

東京市

昭和五年十二月九日

昭和五年十一月二十五日提出ニ係ル歎願書ニ対スル回答

一、市傭員規程中左ノ條項ヲ改正セラレタシ

イ、勤續六十日以上ヲ経過シタル臨時傭員ヲ定傭員トスル規程ヲ設ケラレタシ

回答

豫算其他ノ関係上直ニ規程ノ改正ハ困難ナルモ定傭員タリ得ルモノニ付テハ漸次希望ニ副フ様努力スヘシ

ロ、傭員宿直料ヲ八〇銭トシ日直ハ加給トセラレタシ

回答

豫算其他ノ関係上宿直賄料ノ増額ハ実施シ難キモ日直ニ付テハ相当考慮スヘシ（吏員手額九宿直料四十銭ハ人格的ニ不都合ナリ）

ハ、賜暇ヲ一年一五日間トシ特休三日間ト改正セラレタシ

回答

イ